

情報の公開及び開示に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人東洋食品工業短期大学（以下「当法人」と言う）が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し必要な事項を定めることにより、当法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公開」とは、学園が有する情報を容易に閲覧できるような方法で公表することをいう。
- (2) 「開示」とは、この規則に定める閲覧請求手続に基づき、閲覧を請求した者に対して情報を示すことをいう。

(公開する情報)

第3条 当法人は、次の各号に掲げる情報を、ホームページ等を通じて広く社会に公開する。

- (1) 法人及び学校の基本的情報
- (2) 経営及び財務に関する情報
- (3) 監査に関する情報
- (4) 寄附行為
- (5) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいい、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの。以下同じ。）
- (6) 役員の報酬等の支給基準に関する情報
- (7) 教育研究活動に関する情報（卒業の認定・教育課程の編成及び実施・入学者の受入れに関する三つの方針を含む）
- (8) 評価に関する情報
- (9) コンプライアンス等に関する情報
- (10) 学生・生徒の活動に関する情報
- (11) その他社会一般に公開することを理事会が承認した情報

2 前項各号により公開する情報の細目は、別途学長が定める。

(開示する書類)

第4条 当法人は、寄附行為及び次に掲げる書類を各事務所に備え置き、閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これを開示しなければならない。

- (1) 財産目録
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 収支計算書
 - (4) 事業報告書
 - (5) 監査報告書
 - (6) 役員等名簿
 - (7) 役員報酬規程
- 2 前項 1 号から 7 号の書類（以下「財産目録等」という。）は、作成の日から 5 年間備え置かなければならない。
- 3 当法人は、第 1 項に規定する書類以外に、理事会が開示することを承認した情報について開示することができる。

（閲覧等に関する事務）

第 5 条 当法人の閲覧に関する事務は、総務部長が統括管理する。総務部長は必要な場合に閲覧事務担当者を指名し、事務の一部を負担させることができる。

（閲覧申請手続）

- 第 6 条** 閲覧請求者は、所定の申請書(第 1 号様式)に住所、氏名、閲覧を申請する書類の名称、閲覧の目的その他の必要事項を記入し、本人確認書類を添えて、当法人総務部長（兵庫県川西市南花屋敷 4 丁目 23 番 2 号）に提出して行わなければならない。また、代理人による申請の場合は、委任状を提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、当法人の就業日の執務時間内に行わなければならない。
 - 3 総務部長(または閲覧事務担当者)は、第 1 項の閲覧申請書を受理したときは閲覧受領簿(第 2 号様式)に必要事項を記載する。
 - 4 閲覧者から資料について説明を求められたときときは、総務部長または総務部長が指名した者が説明し、その要旨を質疑応答記録簿(第 3 号様式)に記載しておくものとする。
 - 5 前項で説明する者は、当法人の業務運営上重大な支障を及ぼす恐れがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めなければならない。

（閲覧申請の拒絶等）

第 7 条 当法人は、次に掲げる場合は、閲覧の申請を拒絶することができる。

- (1) 所定の執務日時外の日時に申請がなされた場合その他この規則に定める手続に違反した申請である場合
- (2) 当法人を誹謗中傷することを目的とする場合その他不法・不当な目的でなされた場合

(閲覧)

第 8 条 寄附行為及び財産目録等の閲覧は、当法人の就業日の執務時間内に、当法人が指定する場所において行わなければならない。

2 当法人は、正当な理由がある場合は、閲覧を申請した者の希望にかかわらず、閲覧の日時を指定することができる。

(閲覧の停止又は禁止)

第 9 条 総務部長(または閲覧事務担当者)は、寄附行為若しくは財産目録等を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- (1) 寄附行為若しくは財産目録等を汚損若しくはき損し、又は指定された閲覧場所以外の場所に持ち出そうとするとき。
- (2) 総務部長(または閲覧事務担当者)の指示に従わないとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他この規則に違反したとき。

(実施細則)

第 10 条 この規則に定めるほか、この規則を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

別表 (略)